

## 核兵器全面禁止・廃絶のための決断と行動を求める意見書

広島と長崎に原爆が投下されてから、来年で70年になる。

2010年5月の核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「全ての国家は、核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。

次回2015年のNPT再検討会議を前に、世界の全ての国の政府と市民社会は、この目標を現実に変えるために協力し行動することを強く求めているが、4年を経た今でも、「核兵器のない世界」を達成する道筋は見えていない。

米露間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはなお2万発弱の核兵器が貯蔵、配備されている。また、朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いている。意図的であれ偶発的であれ、核兵器が使われる危険性は、現実に存在している。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に廃絶する以外に方法はない。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は「国際人道法の原則と規則」に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。

我が中井町においても、平成4年12月に「中井町非核平和宣言に関する決議」を行い、水と緑に恵まれたこの郷土が永久に栄えることを願い、非核三原則を堅持し、すべての核兵器が廃絶されることを強く要求し、永久に平和となることを宣言している。

今、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、その上に核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれる。

また、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっている中、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要である。この決断と行動を遅らせることは、ヒロシマ、ナガサキに次ぐ第3の悲劇につながる危険を放置することになる。

よって、国においては、2015年NPT再検討会議に向けて、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関において目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の実現に向けた決断と行動を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月5日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

外務大臣 殿

神奈川県足柄上郡中井町議会